

【無題】

<p>内容</p>	<p>市長はじめ職員の皆様には、市民のため日夜精励いただき感謝いたしております。</p> <p>さて、色々な集会に参加させていただいている中で、当市には「草刈条例（仮称）」的なものの必要性と、その様なものがないことに気がきました。</p> <p>機会あるごとに発言してはいたのですが、昨年末に市への請願権行使を思い立って、市議会議員に紹介議員をお願いすると共に相談を致しましたところ、市議会議員は多忙な中、同種条例制定自治体の条例内容や、関係すると思われる部署において現在までの事例と対応状況を調べ、更に同僚議員と意見交換もされたうえ、請願に代えていくつかの選択肢を提案されました。</p> <p>そこで、この様な経緯から選択肢の一つであった「市長への手紙」にて、市としての考え方、方向性をお示しいただき近い将来に是非、条例の制定を願いたく一筆申し上げます。</p> <p>内容は市議会議員に相談しました際に草案としてお渡ししました「請願書」を添えますので、よろしくお願いたします。</p> <p>折しも先日、鈴木知事が「有害鳥獣対策」の一環として耕作放棄地（荒れ地）の整備対策などに多くの予算導入を発表されました。</p> <p>市としてもこれを有効活用するには、条例制定による大義（裏付け）が有れば、職員のみなさんも運用・活動がし易くなると信じます。</p> <div data-bbox="411 927 1257 2107" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">別添: 請願書 (草案)</p><p style="text-align: center;">草刈り条例（仮称）制定に関する請願</p><p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p><p style="text-align: center;">様</p><p style="text-align: center;">請願者 住所 氏名</p><p style="text-align: center;">紹介議員</p><p>【請願の趣旨】</p><p>市内中山間地の休耕地(耕作放棄地)の雑草・雑木は近年大きな問題となっている有害鳥獣の温床であることは明白で、国・県・市等が対策に乗り出して久しいところです。</p><p>また市街地においても管理がなされないままの空き地に雑草が繁茂している所が多々見受けられ、防犯上及び火災予防など防災面からもこのまま放置されることは好ましくありません。</p><p>行政の担当者は、農地貸借の斡旋をしたり、所有者等に適正な管理を要請・指導はされているものと承知していますが、強制力も罰則もない状況下では、その効果は期待できないと考えます。</p><p>当市には草刈り条例(仮称)的な規制法令はないとのことから、実効ある条例の制定により、綺麗で整然とした街づくりを期待することは勿論、市が進める「安心で安全な街づくり」に大きく寄与するものと信じて、請願いたします。</p><p>【請願事項】</p><ol style="list-style-type: none"><li>1 館山市草刈り条例(仮称)の制定</li><li>2 努力目標的な内容ではなく、行政指導に従わない場合の罰則を設ける</li><li>3 それでも従わない場合には、行政代執行的に業者或いは市の「シルバー人材センター」などを活用し、その費用弁済を求める</li></ol></div>
-----------	--

<p><b>回答</b></p>	<p>ご指摘の通り、管理されていない空き地については、火災や不法投棄、害虫・害獣の発生などの相談が寄せられており、件数も増加しているところです。</p> <p>従いまして、市としても、行政代執行や罰則規定等について検討したところですが、危険空き家対策と同様、行政が私有財産へ規制をかけることになるため、条例制定にあたっては、様々な条件を解決していく必要があります、現在のところ条例化は困難と考えています。</p> <p>不動産の管理は基本的に所有者が管理するものですので、現在市としては、管理されていない土地所有者への指導に当たり、現状の写真や草刈り業者等の一覧表と共に、各々の現場の状況にあわせ「何が問題か」「そのことにより周囲にどのような悪影響を及ぼすか」をご理解していただくとともに、必要に応じ地元区長や関係機関とも連携して対応しています。</p> <p>また、有害鳥獣対策につきましては、地域ぐるみの対策が重要であると言われており、対策の一環である耕作放棄地の問題についても引き続き地域ぐるみの対策を促進していきます。</p> <p>人口減少社会にともない、空き地等について社会問題化しておりますが、今後も関係者及び関係機関と連携しながら、効果的な対策を工夫してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【H30.2.23 回答】</p>
------------------	---

**【神余団地（東虹苑）進入口案内板設置について】**

<p><b>内容</b></p>	<p>今年1月に定住の為、神余団地に越して来ました。</p> <p>86号線から神余団地への進入口がわかりづらく（特に雨の夜）通りすぎて気づく事がありました。</p> <p>進入口の案内板の設置をお願いします。又、出口もカーブから館山駅方面行き車が、しゅろの木（ソテツ）にかくれて見えづらく非常に気をつけています。</p> <p style="text-align: right;">【H30.2.6 受理】</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>ご要望のありました東虹苑進入口への案内板設置についてですが、分譲地への案内看板は造成や販売を行った不動産業者等が行うべきものであり、市が行うものではありません。</p> <p>また、県道への出口につきましては、ソテツがある場所は市の所有地ですが、草刈りや剪定等の敷地の管理は、東虹苑西の町内会が行っているところです。ご心配されている交通の安全の確保につきましては、町内会長に連絡したところ、町内会でも心配されていたとのことで、ソテツを撤去する運びとなりましたので、お知らせいたします。</p> <p style="text-align: right;">【H30.2.9 回答】</p>